資料１－１

第１回　鹿児島県公文書管理委員会　議事録

１　日　時
令和５年６月２日（金）　午後２時30分～午後４時00分

２　場　所
鹿児島県庁　行政庁舎７階　会議室（７－総－１）

３　出席した委員
黒沢委員，桑畑委員，寺尾委員，中島委員，米田委員（五十音順）

４　会議に付した事案
⑴　鹿児島県公文書管理委員会運営要領（案）
⑵　令和５年度審議事項及びスケジュール
⑶　鹿児島県公文書等の管理に関する条例
⑷　鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）

５　委員長の互選等
委員の互選により委員長に米田委員が選出，職務代理者に黒沢委員が指名された。

６　議事の概要
⑴　鹿児島県公文書管理委員会運営要領（案）

鹿児島県公文書管理委員会運営要領（案）について事務局が説明し，各委員から了承を得て原案のとおり可決した。

⑵　令和５年度審議事項及びスケジュール

令和５年度審議事項及びスケジュールについて事務局が説明し，以下の質疑応答等があった。

○　桑畑委員

保存期間が満了した公文書の廃棄に係る意見聴取について，事務局としてどれくらいの量があるか予測しているか。

⇒（事務局）

現在保存している永久保存の公文書が知事部局だけで約11万冊ある。選別作業に当たっては，約３年間前後を見込んでいる。

○　中島委員

条例で定める委員会の所掌事務ではないが，特定歴史公文書の利用決定等を行うに当たって，その審査基準を作ると思うので，本委員会での御説明をお願いしたい。

特定歴史公文書の利用制度は情報公開条例の情報公開制度と似通っているが，時の経過を考慮するという別の要素が加わっている。委員会では，条例に基づき審査請求の諮問に係る調査審議を行うことになるが，前提となる利用決定等に係る審査基準について，説明いただけないか検討して欲しい。

⇒（事務局）

県としては，まずは規則（案）及び公文書管理規程（案），それらに基づく文書管理，保存，またその廃棄にあたる選別といった一連の流れの部分について委員

会にお諮りした上で，いただいた意見を踏まえ審査基準等についても，内容等を検討したいと考える。委員会で御報告できるものは，次回以降，御報告してまいりたい。

⑶　鹿児島県公文書等の管理に関する条例

鹿児島県公文書等の管理に関する条例について事務局が説明し，以下の質疑応答等があった。

○　中島委員

現用の公文書の保存期間は，条例施行後どのように設定するのか。

永久保存を引き続き保存期間の類型として位置づけるのか。永久保存が続くと，移管が進まなくなることも考えられる。

⇒（事務局）

公文書管理規程（案）の中で，保存期間の枠組みについて御検討いただくことを考えている。

他県の公文書管理条例等では一番長い保存期間で30年という設定があり，事務局としても，他県の状況等を参考にしながら，期間を定めた形での保存期間を設定したいと考えている。

○　寺尾委員

条例第24条について，特定歴史公文書は，展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するように努めなければならないことが規定されているが，今後展示をできるような新たな設備を設置することがあるのか。

⇒（事務局）

展示については，条例施行後に検討していく必要があると考えている。

○　桑畑委員

展示や閲覧をする施設については，パブリックコメントなどでも意見が寄せられたのではないかと思う。

県では，今後人の配置や施設の設置について考えていかれるのではないかと思っているが，現状での事務局の意見を伺いたい。

⇒（事務局）

令和４年10月から11月にかけて実施したパブリックコメントでは，７人の方から28件の御意見をいただいた。

主な意見として，公文書の廃棄に関して第三者がチェックするような手続を入れるべきという御意見や特定歴史公文書の目録の整備に関する御意見等があり，条例案にも反映させていただいた。

公文書館の設置に関する御意見も複数あり，公文書館の設置については，条例の施行後に，その歴史資料として保存すべき文書量の把握状況等を踏まえながら，適切な時期にその必要性も含めて検討する旨を，県の考え方として既に公表させていただいている。

⑷　鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）

鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）について事務局が説明し，以下の質疑応答等があった。

案については概ね妥当であると決定され，今後修正等が発生した場合には，事務局からあらためて委員会に報告することとなった。

○　寺尾委員

規則（案）第19条において，特定歴史公文書の廃棄に関する具体的な条件が記載されているが，何か意図があるのであればお答えいただきたい。

著しい劣化によりその判読及び修復が不可能なため利用できなくなったとあるが，修復保存研究は日進月歩であり，問題が発生した年に修復が不可能だと判断することは難しいものと考える。

⇒（事務局）

事務局としては，特定歴史公文書の廃棄は極めて限定的に解釈すべきであるという趣旨から，不可抗力や災害等で修復が難しい状況を想定して規定したところである。

修復作業の技術が日進月歩であるという専門的な見地からの御助言を踏まえ，修復ができるものは残さなければならないという解釈としていきたい。

○　黒沢委員

規則第14条について，電磁的記録の利用方法に複写したものの交付とあり，録音テープやビデオテープといった媒体が記載されているが，この利用方法は実情にあっているのか。

⇒（事務局）

規定の形式的な書き方として他県や鹿児島県情報公開条例を参考にさせていただいた。

今後御意見を踏まえ検討したいと考えているが，修正する場合には県情報公開との整合を図るため，調整する必要があると考えている。

○　中島委員

条例施行規則（案）第14条ただし書に，当該各号に定める方法により難いときは知事が適当と認める方法により行うものとするとあるので，限定列挙ではなくそれ以外の方法もあり得る。ただし「より難いとき」とはどういうときか，解釈や運用に当たっては整理しておく必要がある。

○　米田委員長

デジタル庁でも全部デジタル化して保存するということになっており，技術の進歩に合わせて媒体を変えるという方向で議論しているので，そういったことも踏まえた定義づくりをお願いしたい。

デジタルの情報はそれに対応する機器があって初めて読めるものなので，永久保存しているデータをそのまま保存していくと読めなくなる場合がある。

7　その他

次回は，令和５年７月下旬頃に開催予定として日程調整。